

都市計画情報照会用紙

【注】この様式は、用途地域等を証明するものではありません。

		受付日	令和 年 月 日				受付区分	□窓口 / □電話			
場所		□尾崎 □那加 □蘇原 □鶴沼 □各務 □前渡 □川島						出来る限り番地まで詳しく記入してください			
区域区分		□市街化区域 □市街化調整区域(岐阜白地分類Ⅲ)									
都市計画法関連	用途地域	□第1種低層住居専用 地域 【高さ制限 10m , 外壁後退 なし・1.0m】			□第1種住居 地域			□準工業 地域			
		□第2種低層住居専用 地域【高さ制限 10m】			□第2種住居 地域			□工業 地域			
	□第1種中高層住居専用 地域			□準住居 地域			□工業専用 地域				
	□第2種中高層住居専用 地域			□近隣商業 地域							
				□商業 地域							
	建ぺい率/容積率	建ぺい率 □40 □50 □60 □80 %				容積率 □60 □80 □100 □200 □400 %					
	防火関連	□建築基準法第22条区域 □準防火地域 □指定なし(川島地区の市街化調整区域)									
	特別用途地区 □該当なし	□特別工業地区(ねん糸または縫製等を営む工場は建築可能)※川島地区の第1種住居、第2種住居の一部が該当									
	34.11地区 □該当なし	□前渡地区(各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例)									
	都市計画道路 □該当なし	□都市計画道路【 . . 号 線】改良状況【改良済・未改良(制限あり・制限なし)】 ※案内 □都市計画法第53条許可申請 □公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出(200㎡以上で売買の場合)→管財課									
地区計画 必要届出 着工30日前迄 □該当なし	【平成9年以前】					【平成9年以降】					
	□1.熊田地区 □6.中央地区		□11.那加北地区 □17.おがせ地区		□23.朝日西地区 □29.各務山の前町地区※2		□2.鶴沼西町地区 □7.三ツ池地区		□12.西市場・前野地区 □18.各務原南地区 □24.テノブヤガ地区※1 □30.三井町地区※2		
	□3.前洞A地区 □8.大野地区		□13.日新地区 □19.羽場地区		□25.前渡東町地区※2 □31.各務東町地区※2		□4.朝日地区 □9.各務原地区※3		□14.那加バイパス地区 □20.小伊木・古市場地区 □26.鶴沼西町第二地区※2		
□5.前洞B地区 □10.南町地区※3		□15.巾下地区 □21.鶴沼東町北地区		□27.鶴沼南町地区		□16.東島地区 □22.三ツ池西地区		□28.各務山地区※1			
制限等	※1 建築物等の用途の規定有 ※2 建築物等の用途の制限、洪水調整池等の規定有 ※3 計画制限・届出の必要なし □建築物の敷地面積の最低限度【150㎡・160㎡・160㎡(2種住居)/300㎡(近商)・1,000㎡・5,000㎡】 □該当なし □区画道路【 】号 計画幅員【 m】 整備状況【整備済・未整備(制限あり・制限なし)】 □該当なし										
景観法関連	全体計画	【建築物の高さの最高限度】 □10m □13m □20m □25m □45m □制限なし									
	風景区域	★長期優良住宅を申請する場合、大規模行為(階数6階 延床面積1000㎡ 高さ20mのいずれかが超えるもの)に該当する場合に基準を遵守 □森の風景区域 □川の風景区域 □まちの風景区域 □田園と歴史の風景区域									
	重点風景地区 必要届出 (建築指導課) 着工30日前迄 □該当なし	【建築物および広告物が対象】					【広告物のみ対象】				
		□1.中山道鶴沼宿地区 □8.おがせ池地区		□14.都心ルネサンス地区		□18.木曾川沿い地区 □25.愛岐大橋周辺地区		□2.中山道新加納立場地地区 □9.木曾川河畔地区		□15.鶴沼駅前地区	
□3.加佐美神社地区 □10.エーザイ川島工園地区		□16.市民会館周辺地区		□20.境川沿い地区		周辺地区		□4.旗本徳山陣屋地区 □11.権現山東部地区		□17.岐阜各務原IC周辺地区	
□5.宝積寺地区 □12.三井山地区		□27.前渡東町地区		□21.大安寺川沿い地区		□28.各務原大橋通り		□6.河跡湖公園地区 □13.木曾川河畔上流地区		□29.前渡西町地区	
□7.ごんぼ積み地区 □30.各務山西部地区※景観地区該当				□22.坂祝バイパス沿線地区		沿線地区		□23.渡橋周辺地区		□24.河田橋周辺地区	
景観地区 □該当なし	□テクノプラザ【最高20m】 □グリーンランド柄山【最高10m】 □各務山西部地区【最高20m】※重点地区該当										
立地適正化計画 必要届出 (都市計画課) 着手30日前迄	区域		区域外の場合の届出対象行為								
	居住誘導区域 □区域内 □区域外※		※3戸以上の住宅の開発・建築等行為 ※1戸または2戸の住宅(1000㎡以上)の開発行為								
都市機能誘導区域 □区域内 □区域外※		※誘導施設の開発・建築等行為									
埋蔵文化財	□遺跡名( ) ※詳細は文化財課 □該当なし										
名勝「木曾川」	□ ※詳細は文化財課 □該当なし										
風致地区	□該当(伊木山のみ) □該当なし										
航空法	□ ※詳細は航空自衛隊岐阜基地 基地渉外室 □該当なし										
重要土地等調査法	□特別注視区域 ※詳細は内閣府HP □該当なし										
特定都市河川 浸水被害対策法	□特定都市河川流域(境川流域) ※区域及び詳細は岐阜県HP □該当なし										
宅地造成工事及び 特定盛土等規制法 (盛土規制法)	■宅地造成等工事規制区域(市内全域区域内) ※都計法第29条の開発許可に伴う盛土規制法のみなし許可となる場合:都市計画課開発指導係 ※上記以外は岐阜県 都市建設部 建築指導課 盛土規制係										
該当しない区域等	■高度地区 ■高度利用地区 ■建築協定区域 ■災害危険区域 ■駐車場整備地区 ■緑地保全地域 ■緑化地域 ■造成宅地防災区域 ■生産緑地地区										

※上記の都市計画情報は県域統合型GISを利用して検索することができます。

※地区計画や景観計画の内容・申請書等は、市ウェブサイトに掲載されています。

記入していただいた『問合せ』の情報は、この都市計画照会業務以外の目的には使用いたしません。